

## 令和5年度 第1回 草津市いじめ問題対策連絡協議会 会議録

■日 時：令和5年9月21日（木）10：00～11：30

■場 所：草津市役所 6階 教育委員会室

■出席委員：13名（順不同）

橋川市長 藤田教育長 山口委員 峯本委員 松嶋委員 廣瀬委員  
田中委員 高田委員 丸山委員 一浦委員 高谷委員 恒松委員  
横井委員（杉山代理）

■欠席委員：1名 吉川委員

■事務局： 菊池教育部理事 上原教育部副部長 北村児童生徒支援課長  
宮永児童生徒支援課長補佐 北村児童生徒支援課主査

■傍聴者： なし

開会

### 【事務局】

定刻になりましたので、令和5年度第1回草津市いじめ問題対策連絡協議会を開催いたします。委員の皆様方には大変御多用の中、本協議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。どうぞよろしくお願ひいたします。本協議会は、草津市いじめ防止基本方針の規定に基づき開催いたします。なお、議事録作成のため、会議内容を録音させていただきますとともに、発言の際は必ずマイクを通していただくことと、申し訳ございませんが、所属、お名前をおっしゃっていただいた後に、御発言いただきますよう、御了承のほどよろしくお願ひいたします。

それでは、開会にあたりまして、草津市いじめ問題対策連絡協議会設置条例第4条に基づきまして、本協議会の会長であります、草津市長橋川渉が御挨拶申し上げます。

### 【市長】

こんにちは。皆様方にはこの度、草津市いじめ問題対策連絡協議会委員をお引き受けいただき、ありがとうございます。また本日は御多用の中、御出席を賜り、重ねて御礼を申し上げます。

さて、平成25年9月にいじめ防止対策推進法が施行されてから、10年余りが経過いたしました。この間、草津市内の公立小中学校では、いじめは子どもの生命や心身の健全な成長、人格の形成に重大な影響を及ぼすものであり、絶対に許されない行為であるとの認識に立ち、いじめ防止の対策を推進してまいりました。

また、いじめ問題に係る教職員研修の積み重ねにより、法に基づいたいじめの認知について見逃すことなく認知できる教員の資質が向上し、いじめの認知件数が増加している現状でございます。

学校では、いじめはどこの学校、どの子どもにも起こり得る問題ととらえ、法の定義に基づいて、いじめを見逃さず認知することとともに、その情報を保護者、地域、関係機関の間で共有し、適切に連携して対応することが不可欠という認識のもと、推進をしまっており、

そのための方策につきましては、委員の皆様方にはそれぞれの御立場から忌憚のない御意見を賜ればと思っております。

本市といたしましては、引き続き、すべての子どもたちが安心して学校に通い、学ぶことができるよう、いじめ問題の解決に向けて、全力で取り組んでまいりますので、委員の皆様方の御力添えを賜りますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

#### 【事務局】

それでは、次第に沿って進めて参りますが、本協議会設置条例第5条第2項に基づき、会長である市長に議長をお願いしたいと存じます。橋川市長よろしく申し上げます。

#### 【市長】

これより私が議事を進めさせていただきます。なお、本協議会の終了時刻予定は11時30分としておりますので、円滑な進行に御協力をいただけますようお願いいたします。それではまず、学校の初期対応力の強化についてを議題といたします。事務局より、本市のいじめの認知状況等について説明をお願いします。

#### 【事務局】

事務局から、いじめの認知状況についての説明をまずさせていただきますと思います。大変失礼ですが、座って説明のほうをさせていただきます。お手元の資料ですが、前にもパワーポイントの方で示してはいますが、3ページになります。草津市立小中学校のいじめの認知件数なんです、見ていただいているように、年々増加をしております。そして、令和3年度から令和4年度にかけては、小学校においては447件増加、倍としますと約1.9倍、中学校においては、307件増加しております、約2倍増えているというふうな状況です。その増えている件数の内訳なんです、小学校、中学校ともに教職員がいじめを認知する件数が大変増えております。小学校においては、130件増加し、これは令和3年度に比べると、約3.4倍に増えています。中学校においても、同じく92件増加しております、こちらは約4倍に増えているという状況です。

そして教職員が認知するだけではなくて、児童生徒からのいじめについての認知の方も大変増加しております。小学校においては、188件増加しております、約2.3倍、中学校においては147件増加しております、約2倍に増えています。もちろん保護者からの認知も増えてはいるんですが、先ほど申しました教職員と児童生徒本人からよりも

比べると、微増というふうな形で増えている状況です。

続きまして、5ページになります。小中学校のいじめの対応ですけれども、小学校、中学校ともに、冷やかしゃからかい、よく世間では軽微と言われるものがどうしても上位を占めております。発達段階の加減から、小学校においては、軽く叩かれる、ちょっかいを出されるようなことが2番目に多くなっていて、嫌なことをされたり、させられたりっていうものが3位になっています。一方、中学校においては、嫌なことをさせられる、されるというのが2位なんですけど、小学校に比べるとネット上でのいじめが大変増加しているという形になっております。

6ページになりますが、以上説明させていただきました、いじめの認知件数、令和3年度から令和4年度にかけて、大変増加しているその背景といたしまして、考えられるのが、令和3年度においては、コロナ禍が引き続き継続しておりました。児童生徒の行動制限は厳しい状態が続き、お互いに関わる機会は減ったまま、学校生活を送るという状況でした。いじめの件数としては増えてはいたんですけども、微増という形でした。ただ、令和4年度になりますと、全国的にWithコロナという形で、学校生活も、以前の学校生活に戻りつつありました。児童生徒の行動制限においては、かなり緩和もされ、学校行事等を含め、普段の学校生活で児童生徒が前のような関わりをする機会が大変増える状況となりました。そういった児童生徒がお互いに関わる機会が増加した中で、いじめの件数も増えていったというのが背景にあるものと、一方考えております。

そしてもう一方なんですけど、学校において、いじめを見逃さない、教職員や児童生徒の意識が向上したり、また学校においては、組織的な対応が向上しているっていうのも背景にあると考えております。いじめはどの児童生徒にも起きる、そういった概念の中で、それが起きてしまったとき、初期対応として、学校内でまずしっかりと把握し、対応するというケースが増えているということ、そして、先ほどの資料にもありましたが、保護者から学校への訴えはもちろん、件数として増えてはいますけれども、児童生徒が家に持ち帰って、学校であったことを保護者に相談して、そして保護者の方が学校へ伝えてくださるというものについては、微増という形になっています。ですので、学校において、軽微な事案も見逃さない認知力と、そして組織的な対応が向上しているということも一方背景にあるというふうに考えております。一旦、ここまでの説明を事務局の方からさせていただきます。以上です。

#### 【市長】

ただいま事務局よりいじめの認知状況、その背景等について説明がありました。この説明の中で御質問とかございましたら、お願いします。ございませんか。ちょっと私からですけどね。いじめの認知件数が2倍位になっていると。その背景なり、原因も話をされているのですが、全体にいじめに対する意識が向上しているのかなということとらまえてあったんですけどね、その中でね、教職員が認知されるのも、1.9倍になっていると、何倍かになっているとおっしゃったんやけど、教職員が認知するというのは、どういう状況の中で認知

されるのですか。子どもの訴えは子どもの訴え、保護者の訴えは保護者の訴えで別に書いてあるとすると、教職員が認識されるのはどういう状況で認知されるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

#### 【事務局】

今の御質問に対してなんですけれども、例えば、小学校の様子でいきますと、子どもたちがじゃれているように以前は見えていたような様子で、言葉をかけ合ったり、お互い体も触れ合ったりしたりする中で、お互い、にこやかにしていたら、少し遊んでるのかな、じゃれ合ってるのかなっていうふうに見えていた場面を、注意深くより見ていくことで、ちょっと背中を向けたときに、しんどそうな顔をしてるとか、関わり後に少ししょぼりしている様子があったり、そういった見取りができる教員のアンテナが高くなっているっていうのは、一方であろうかと思えますし、例えば、中学校とかにおいては、先生の前で何かするっていうことは、概ねないとはいえ、そういった児童生徒の関わりを見ていて、気になるなっていうところで後から声をかける、そういった事案も増えてきているのかなというふう感じております。

#### 【市長】

それではですね、今のようなことも含めてになりますが、私がちょっと指名をさせていただきますので、お話をいただきたいと思えます。  
まず、小学校でのいじめの認知状況についてとかね。H委員、特に常盤小学校での教職員の認知力向上の取組など、併せてお話をいただきたいと思えます。

#### 【A委員】

常盤小学校のAです。小学校の話がございました。今、事務局の方の説明にもあったように、本当に、学校生活の中で、先生方が子どもたちの様子というのをいろいろ見ていると、以前でしたら、いやこれはいじめではないっていうところで判断をするであるとか、ひょっとしたら気がつかないことがあったのかなと思うのですが、やはり昨今、いじめ問題というのが大きな問題となってというところもありますので、そういう意味では先生方の、先ほども言われましたように、アンテナというのがすごく高くなっているなって思っていますし、それは、担任に限らず、フリーの職員も同じような感じであると受けとめています。そういうところから、そういう子どもたちのささいな場面を見ても、聞き取りをする中で、これはやっぱりいじめだなと受けとめて、それを報告に上げるということが多くなっているかなと思っています。

常盤小学校で言いますと、各担任等がとにかくいじめに関わらず、気になることがあったら、それを自身のパソコンがありますので、ここに入力できるような、そういうことをきっちり決められていますので、週に一度、金曜日には1週間振り返ってということで、気がつ

くことがあったら、これを記録していくっていうことをしっかりやっています。そういうものをもとに、同じく金曜日にはチャイルドサポートミーティングという言い方をしてるんですけども、関係の職員が集まって、その中で、生徒指導主任もいますので、いじめ等のことがあったら、そこで報告があり、あるいは対応等ということは定期的にはしていますし、もちろん、大きな事案等があった場合には、そんな金曜日まで待つなんていうことはできませんので、そのときにしっかり対応していくと、そういうことが定着しているっていうのが大きいのかなと感じています。以上です。

【市長】

はい、ありがとうございます。次にB委員さん、同じく中学校での状況を草津中学校での取組も含めてお話しいただきたいと思います。

【B委員】

中学校の場合でいくと、今まで、例えば、喧嘩っていう形で対応していた事例。C委員さんから提案いただいた記録用紙をその時に使うようにしながら、生徒の聞き取りをさせていただく中で、そこに微妙な力関係であったりとか、今までのそういう関わりであったりとかという背景が出てくることがあります。そういう事例があるとすると、やはり今までは喧嘩という形で対応していた部分を、両者、いわゆるこれに関わった部分で、加害、被害という大変ですが、いじめとして、つまり1つの喧嘩で2つのいじめがあったというふうに認識して対応していく。保護者にもその旨伝えさせてもらって、こういう対応をした。記録もありますので、こういうふうな形でおっしゃっておられて、こういう対応で、両者謝罪であったりとか、怪我があったら、保健室対応であったりとか病院へ連れて行くとか、そういう細かな部分も含めた対応を現在進めていると、結果として、1つの喧嘩で2件のいじめというふうな形になってくるので、以前に比べたら件数が増えているとらえています。

本校だけではなく他の学校も同じように、小学校ちょっと僕はわかりませんが、他の中学校もそういう形をとっているの、そういう形で件数としてはそういうふうに見ていく。喧嘩もそうですし、今の小学校からありましたように、生徒間トラブルであったりとか、教育相談等をしてながら情報を得て、その都度、いじめ問題対策会議っていうか対策委員会の方を持たせてもらって、主事の方が中心となった委員会を持たせてもらって、初期対応を確認しながら、学年担任とチームで対応するっていうのが、中学校の現状です。以上です。

【市長】

はい、ありがとうございます。次にD委員さん、中央子ども家庭相談センターが関わるいじめ事案の現状や対応、また困難な家庭の子どもやその保護者と話す際のポイントなどをについてお話しいただきたいと思います。

#### 【D委員】

こちらの方では、いじめという形での対応はしておりません。やっぱり一定、触法という形で、警察から上がってきたものに関して、こちらが児童相談所として指導するという形で行っておりますので、やはり学校の中での難しい力動であるとか、そういったところまで観察しての関わりというところはやっぱりちょっとこちらの方では把握しきれない部分と、また細やかさに関して、やっぱり学校の先生の方が具体的で、より御存知かなと思いますので、また少しその対応に関しては、違うものがあるかなというふうに感じてます。以上です。

#### 【市長】

いや、それで困難な家庭とかね、その子ども、保護者とか、そういうような現状をちょっと少しお話いただきたいと思うんですけどね。どういう対応をされているのか、いじめがもともと原因かもわかりませんが、実際にどういうケースについてどんな対応されているのかお教えいただけますか。今やっておられることを御紹介も含めて、教えていただきたいなと思います。

#### 【D委員】

児童相談所ですので、基本的には御家庭の中でのいろんな要因からちょっと子どもさんと親御さんの関係性に困難が出てしまったりとか、そういったところのいわゆる虐待と言われるところの対応でありますとか、また一方で、先ほども申しましたように、非行ですとか触法とか、そういった行動をその子どもさんに対しての指導であったりというところを、うちは対象とさせていただいておりますので、その子どもさんに関してのやっぱりネットワークの中できちんとし、支援を組んでいくということが基本でありますので、家庭児童相談室さんですとか、その他いろいろ発達支援課さんですとか、また学校さんとも連携をとりながら、その子にとってちょっと行きやすい地域とか場をどう作っていくかという形で対応させていただいております。個別の話し方とかそういったことに関しては個別性が高過ぎて、なかなか一概には言えないところではあります。

#### 【市長】

それでは次にE委員さん、家庭児童相談室での状況をお話いただきたいと思います。

#### 【E委員】

先ほど児童相談所さんもおっしゃっておられたように、直接いじめということだけで、児童虐待部門の方に入ってくるということは少ないんですけども、要はそのいじめで上がってきた御家庭の中で、やっぱり家庭の中で例えば家族関係、御両親の不仲であったりとか、子どもに対してのちょっと適切でない関わり方があったりとか、そういったことがいじめ

問題というような形であらわれているというようなケースもやっぱりございますので、そういう場合には背景にどういったことがあるのかということ子どもであったり保護者の方にも、可能な限りその聞き取りをしていく中で、ちょっと保護者の方にも、必要な指導であったりとか、子どもの方に対しても、どこがどういうふうな原因でこういうふうになってしまってるのかっていうことを考えていただくような、働きかけをしていくということが一般的な形かなと思います。

その中でうちの家庭児童相談室が直接させていただくケースもありますし、やっぱり身近な、小学校さんや中学校さんの方で子どもの話を聞いていただくのが、どなたが一番かは、子どもが話しやすいかというような部分で役割分担等をさせていただいたりして、対応と一緒に取らせていただいたりということがございます。

#### 【市長】

いろんなケースがあると思うんですが、そのケースによっては、先ほどD委員さんがおっしゃったことの中で、中央子ども家庭相談センターの方へつなぐケースもあろうかと思うんですがね。そういう中には、例えば、例えばというか、なんかいじめが背景になってたり、そういうケースもあるというようなお話があったんですが、そういうのが中央の方に上がるときに、ちょっといじめが背景にあるんですよというような伝達もされるんですか。

#### 【E委員】

そうですね。一応、うちの児童虐待として、受理させていただいたケースであれば、その学校さんの情報も含めてうちで集約をさせていただいて、ちょっと市の方の対応では限界があるというような御家庭に関しては、児童相談所さんの方に対応をお願いするようなこともありますし、その中でいじめの問題もあるということであれば、それも情報提供させていただいた上で対応をお願いするということがあります。

#### 【市長】

いろんなケースがあろうかと思っておりますので、また中央とも連携をとるような形でよろしくをお願いします。次にF委員さん、少年センターが関わるいじめ事案や、いじめの防止啓発活動等も実施されていると思うんですが、そういったことをお話しいただきたいと思えます。

#### 【E委員】

少年センターですので、どちらかというと、保護者さんからの相談が多くて、いじめが切り口という形はなかなかなくて、ただ、相談を受けてる中で、これもいじめですねって思うものは多々ありますんで、特に多いのは高校生ですね。小・中は先ほど事務局の報告にもありましたけれども、すごくシステムが作られていると思えますし、令和3年、4年の認知

件数の増加はすごいなと思って見えていますんで、センターに相談がかかってきている高校生が基本、定時制とか通信制の子が多いんですけども、その子たちはもともと、市内の中学校を卒業している子たちでもありますし、保護者もそうなので、高校に相談がしにくい状況のときに来られます。どういうケースかといいますと、金品のやりとりとか、どちらかという警察の方に相談に行ってもらわないと、解決しないのと違うかなというのは、結構、少年センターという窓口としてかけてきてある感じがします。

でも、あと、同じ学校内でのやりとりになりますと、いじめとして認知してもらったほうがいいですよということで、高校に相談してくださいというアドバイスをするとかも直接センターから、高校のほうに、連絡をすることはあります。すごく通信の子とか、広域で繋がってますので、ネットで外されてる子とか、ネットのいじめ、「どうやって、解決したらいいかわからん」って相談に来る子はいます。それによってやっぱり学校に行きにくくなってしまふというケースはありますね。だから、その通所している子に関しての相談ということはできるんですけど、なかなかこちらから認知しに行く、アプローチがかけられているかっていうと、ちょっとそこはできてないかなというような状況です。

#### 【市長】

今ちょっと高校のことをお話しいただいたのですけれども、高校の県内のいじめの状況というのは、県教委はつかんでいるんでしょうけど、市のほうも何かそういう連絡はあるか。県全体は、いや、県全体やけど、例えば市町村別とかにはなっていないのですか。これ困るね。もうそれはちょっと県教委に言わなあかん。やっぱり市としての対応、少年センターとのね、連携とかいうことになってくると、高校の県全体も増えてるんですか。

#### 【事務局】

増加の方向にはずっとなってます。去年の10月1日付で、要は県教委と草津市教委との間での情報のやりとりが一応できるようになったので、そういうところを知る手がかりとなることは可能にはなってきたんですけど、草津市に在住してる高校生だけをピックアップして全部調べるといようなデータというのは今のところちょっと難しいなと思ってますけど、今のような話を聞かせていただいていますと、欲しいなというふうには思いますね。

#### 【市長】

ようやく去年の秋ですか。そういうちょっと情報交換ができるようになったと。それまで何もできてなかったと。

#### 【事務局】

保護者の了解なしにはできませんでした。今は県、市、県教委、市教委の4者が、生徒指



導に関わる情報の交換はできるようになったという協定を結んだ。了解なしにできるようにはなりませんでした。

【市長】

市としたら、高校だったら、もう関連があるのは少年センターだと思いますんでね。また、E委員のところで、やりとりをしっかりとさせていただくことになるのかなと思います。あと、解決に向けては、警察にお願いするときもあるでしょうし、少年センターでやられる。まあ高校自体がしっかりとやってもらわないかんのですけどね。そこらにちょっとまだ課題があるのかなと思って、今お聞きをしました。小中学校については、もちろん少年センターに相談があれば、その当該の小中学校に連絡をし、連携して取り組んでいただいているという認識でよろしいですね。

【F委員】

それはもう、もちろんさせていただいてますし、センターにいじめられてるんでっていう連絡というか、相談が来ることは、直接っていうのは、ほぼ、もう年に1本あるか、ないかっていう。やっぱ小中学校は教育委員会に連絡されるか、それこそ、学校に直接やっぱ、連絡をされるか相談されることが多いんじゃないかなっていうのは思います。もちろん、センターにかかってきたら、基本、匿名なんで、どこの生徒さんというの上手に聞き出して、言っていただければ、当然当該の学校にすぐ連絡はさせていただきますし、児童生徒支援課にも入れます。

【市長】

はい、ありがとうございます。これまでの意見交換、あるいは事例、何度も含めてのお話があったんですが、全体を通じまして、何か委員さんの方で御意見はございませんか。よろしいですか。それではこの項についてはこれに留めて、次に子どもの主体性のさらなる向上（未然防止）についてを議題といたします。令和5年度の重点として、①学校の初期対応力の強化について、②子どもの主体性のさらなる向上（未然防止）の2点について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

引き続き、児童生徒支援課より説明の方、続けさせていただきます。座って説明をさせていただきます。令和5年度の重点ということで今もありましたように、2つの重点を掲げております。

1つ目ですが、学校の初期対応力の強化についてということで、先ほど常盤小学校の廣瀬校長先生からもありましたが、例えば、他の学校でこのような聞き取りシートっていうものを使っている学校があったりします。子どもたちに何かあった、気づいた、その時にすぐに

簡潔にまとめられるような形になっていまして、こういったものを使って情報共有を推進していくことで、10ページにパワーポイント資料にはなりますが、初期対応がうまくいった事例も1つ紹介させていただけたらと思います。例えば、先ほどの聞き取りシート（未定稿）等を使って、学校内で迅速に管理職までこういう事案があったという連絡が行き届き、情報共有がされていたというところから、次の日に保護者の方から直接、学校長の方にこのことについて話をしたいという連絡があったときに、学校長は、知らないではなくて、そのことについては承知しているというところからまず保護者の方の気持ちがそこで安心される、そして、そこから円滑に保護者の方との話が進んでいくというふうな、丁寧な初期対応をしていたことで、組織的な対応が功を奏したというふうなものが1つ紹介としてさせていただきます。

次に、資料でいきますと11ページになります。草津市のいじめ対応マニュアルの改定ということで、昨年度、本協議会の方で御指摘があったところを、追加していますので、そのことについて説明させていただきます。先ほど中学校において、ネット上でのいじめ認知が増えていると、件数的に増えているとお伝えしましたが、SNS関連のいじめが増加しているということで、本年度こういった事例も追加していております。併せて、別紙になりますが、カラーで裏表になっています、いじめ対応フローチャート（未定稿）というものを、このたび新規に作成しまして、草津市のほうでは、これを各学校に今後、周知、浸透して使っていきたいというふうに考えております。どうしてもコロナ禍の中で、新規に採用し、先生になった経験年数的にはまだ浅い先生方においては、いじめがあったときに、どのように対応していったらいいか。そして、コロナ禍の中っていうこともあって、なかなか家庭訪問として保護者と繋がるっていうことが、少し難しくなったということが、この数年ありましたところから、子どもの対応そして保護者との連携の取り方等々、そして関係機関との繋ぎ方について、このいじめ対応フローチャートを追加していくことで、また、その強化を図っていききたいというふうに考えております。そして資料12ページになりますが、先ほど紹介させていただいた聞き取りシートであったり、いじめ対応フローチャートであったり、いじめ対応マニュアルの改訂版であったり、こういったものを市内の小学校、中学校における生徒指導主事主任会において、しっかりと説明をし、持ち帰っていただいたことを各学校での校内研修に生かしていただき、そうすることで、すべての教職員に周知だけではなくて、浸透して実際に実践に向かって取り組んでいけるように、今後図っていききたいというふうに初期対応の強化ということで取り組んでいく所存です。

次に、重点の②になります。13ページになりますが、子どもの主体性のさらなる向上、これがいじめの未然防止に繋がるという観点から少し説明をさせていただきます。続きまして14ページになりますが、今年8月17日、草津市子どもサミットを昨年度に続いて2回目となるのですが、開催をいたしました。各中学校の生徒会の代表生徒、担当の教員が集まって、それぞれの学校の取組を紹介しながら、お互いの学校、こういうふうにして取組を進めてるんだってという情報交換を行って、魅力ある学校づくりに向けて、自分たちにできる

ことは何かっていうことを話し合いました。今年度においては、司会や進行など、運営面においては、生徒の希望により、生徒が行うということもして、さらに主体性の推進に取り組んだところですが。生徒からの意見としましては、この会を経て、話し合いの中で新しいことにますますチャレンジしていきたい。他の学校の取組、こういったことを今後、自分たちの学校と比べることで、また校内でアンケート等をして全校生徒にきちんと納得してもらおうということが、取組をする上では大切だと感じた。先生になかなか個々の意見というのは拾い上げてもらえないところが現状としてあるっていうふうな意見が出ていたり、先生のほうからも、行事等の取組を計画する際には、その行事を進める上で、子どもたちに気づいてないリスク面等もしっかり伝えながら、話し合っって一緒に推進していきたいというふうなことが意見として出ておりました。そして、資料16ページになりますが、そのサミットを受けた後、各学校に持ち帰ってもらって、議論を深めた結果、全校生徒から意見を聞いて、それをいろいろな角度から考えるということが大事なのではないかということに気づいたり、生徒が主体的にアイデア出して、もっと何かこう、大規模な行事を開催していきたい。そして、イベントや行事などを行った後には、必ず生徒の意見を取り入れて、さらに意欲の高まりを目指して改善していこう。また、パソコン等を使って、アンケート機能を使って、フィードバックシステムを導入したらいいんじゃないかっていうことが生徒の方からも出ておりました。まとめますと、児童生徒も多くの意見を吸い上げるっていうことが大事なんだったということ、そして何か行事とか取組を行った後には、事後のアンケート等を行って、フィードバックをしっかり行って、次、改善点をまた見つけていこうというふうなところが生徒の気づきの中で、改めて示されたところがありました。そして、資料17ページになりますが、そういった子ども主体の取組の意義としまして、子どもたちによる、安心・安全で魅力ある学校づくり、これを進めていくっていうことが安心感や楽しさや、そしてお互いのコミュニケーションを図ったり、自分の存在感、お互いの相互理解、いろんなものに繋がっていくこと、これがいじめの未然防止に繋がる、そして、そういう学校風土を今後醸成していくことが大事なんじゃないかというふうに、考えております。

事務局からの説明としましては、以上になりますので、またこの後、御意見の方、よろしくお願いたします。私からは以上です。

#### 【市長】

はい。ありがとうございます。ちょっと進行が悪くてですね。先ほどのいじめの事案とか事例とか、いろいろと御紹介をいただいたんですけども、ちょっと警察の方ですね、そういったいじめに関わる事案等で、何か関わっておられることとか、現状、対応についてですね、ちょっとお話いただけますか。

#### 【G委員】

草津警察署のGでございます。今年度に入りましてから、いじめがらみで取り扱っている

事件関係っていうのは、大きなものはちょっと今年はないかなという状況です。ただ、相談、警察相談と呼ばせてもらってるんですけども、警察署の方に電話相談等で寄せていただく内容であったりとか、学校さんの方からつないでいただいたりというのは、ちょこちょこあって、事件化とかそこまでなっていないのがほとんどなんですけれども、取り扱いという形ではちょこちょこ私もある状況です。

警察としても昨年もこの場でお話しさせていただきました通り、基本スタンスっていうのは、やっぱり警察沙汰になるっていうのは、何らかの法令違反が生じて法律に抵触するような形になっているときは、警察として対応をしていってるんですけども、その境っていうのは、毎年思うんですけど、なかなか難しいボーダーというのが引きにくいっていうのが、正直感じて、テーマになっておる状況です。今年もですね、あまりこうした場で具体的な事例というのは説明しにくいんですけども、保護者の方から相談を受けて、きっかけは保護者の方からの相談なんですけどね。学校内で、娘さんの物がとられていると。それがずっと続いているんですよ。学校さんの方にも相談してるけども、犯人探しとかそういう形でやっぱり学校さんとしてなかなか難しい部分がある。ただ、何らかの対応して欲しい。ただ、保護者の方が思うような、対応にはなっていないということで、「これはちょっとな」となったようなんですね。その結果、もうそれで警察行ってくださいということで、警察に繋がったという経過があった事案がありました。

保護者の方の思いとしては、一番通学しておられる娘さんの学校生活を平穏にさせてやりたいという思いなんですけれども、そこがちょっと、学校さんの方とかみ合わない結果、警察の方へという話になって、正直ちょっとがっかりされたような感触があったようです。その時にまた学校さんの方からね、「こういうのがあったんでいくと思います」という連絡をいただくこともあるんですけども、その時はちょっと繋がってなくてですね、うまくうちの方もいきなりゼロの状態から始まったので、またそこで不快感を示されたりということがありました。そういうのはちょっとよくあることなんですけれども、なかなか難しい部分だと思うんです。その関係機関同士の連携というのがやっぱり大事にもなってくるのかなあとということと、あともう一つは、今言ったように、一番の目的は、学校でそういう形で、行きにくくなったりしている子どもさんの、学校生活の平穏をどういうふうに作ってあげるのかなというのを関係機関同士で一番考えていかなあかんのかなというふうに思います。その密な連携というのが、やっぱり重要になってくるんちゃうかなと。そういうことをちょっと問題視して、やっていかなあかんのかなというのは、普段から思ってることなので、ちょっとここで紹介させていただこうかなということでお話しさせていただきました。

【市長】

はい、ありがとうございます。より一層、密な連携がとれるようにしていかなきゃならんなど、お互いにですね、思います。それでは先ほど事務局より説明がございましたが、学校の初期対応力の強化として、聞き取りシートとか、いじめ対応マニュアルの改訂、あるい

はフローチャートの作成をしているという点で、それについての委員の方々からの御意見、アドバイスをいただければと思いますのと、もう一つは、子どもの主体性をのさるる向上については、子どもサミットの紹介がありましたけれども、未然防止の取組を進める上で、そういった子どもの主体性を向上させる取組ということで、他、何かやり方とかですね、そういったものがアドバイスがいただければと思いますけれども、いかがでしょうか。手を挙げていただけたらと思いますが、ちょっと私の方から、指名をさせていただきます。まずB委員さん、いじめ対応マニュアルの活用はもうされてると思いますが、その活用状況とか、あるいは聞き取りシート、フローチャートについての御意見、よろしくをお願いします。

#### 【B委員】

中学校においてのいじめ対応は、情報は担任なり、その場にいた教師、普通、第一の対応はそこでさせてもらいますが、それがあったということを教員、生徒指導担当等が受信した場合については、もうそこから即、組織対応になりますので、見つけたものを担任が最後までやり切るといってあれですね、一人でやるということは、すべてのケースではありません。すべてのケースが組織で対応するということになりますので、そこに例えば、先ほど事務局からもありましたように、例えば経験年数の違いであったりとか、例えば、経験の浅い先生が発見者であったり、担任であったりっていうのは、場合についてはもう、こういう形でやりますということ、みんなが共有して対応するので、一人の判断で進めるということはないです。市の方からというか、フローチャートのほうをいただきました。おそらくこれは出して、こういう形でって、若い先生に渡すと、ほんまにこれに沿ってやっていかれると思います。ただ、これはケースバイケースですけども、余りにも多岐にわたって細かく指示がされてるので、全部これやっていったら、対応にちょっと時間がかかってしまう。なので、今も言ったようにこれを参考にしながら、こことここに重点を置くよ。だから、こういう対応とるよっていうような形で進めていくっていう形になると思いますので、当然参考にもさせてもらおうし、周知もさせてもらおうし、こういう形で、流れとしてありますよということは共有させてもらうことになろうかと思いますが、そういうケースによっては、生徒指導の方針に沿った形の対応を進めてもらおう、説明させてもらおうと。基本的に被害者ファーストという立場は変わらないので、それを尊重しながら、ケースに当たっていくというのが、中学校のパターンかなというふうに思っております。

#### 【市長】

その中でですね、いじめ対応マニュアルとフローチャート、聞き取りシートが今、説明があったんですが、聞き取りシートの方は何か記録用紙でやっておられるということなんですけれども、聞き取りシートを今回ね、教育委員会の方で、作られて参考に示しておられるんですが、そこらの活用をどうしていくのかとかですね、フローチャートは、少し細かいので、現場に合った形に応用編でやっていくというお話が今、あったんですが、いじめ対応マニ

アルの方はもう全体にこのままで周知をしていくというような取組というように考えてよろしいでしょうか。

【B委員】

はい。対応マニュアルは当然、対応マニュアルもそうですし、いじめ防止の法律の方もやっぱり、教員が個々の例にもありましたように、保護者から教員なのに法律のことを知らんのかっていう話になっては、これはやっぱり学校の不信感を招くことになりますので、そこは当然、周知、研修をかつ重ねて、経験のある先生であろうが若い先生だろうと一緒に形をとらせてもらいます。で、聞き取りシートについてはもう、ここ数年、2年、3年前ぐらいかな。C委員さんの方から御提案いただいた形で記録を残すということが大事やという話ですので、今現状あるものを活用させていただいているという次第です。

【市長】

はい、ありがとうございます。

次にA委員さんの方、小学校での取組状況をお願いします。

【A委員】

小学校ですけれども、本校で言いますと、例えば聞き取りシートっていう形で、きちっとこういう形式のものっていうのは、うちの学校では今ないかなと思っています。ただ、記録というのは当然取っていかねばいけないので、それはきちんとしております。逆に、こういったものが示されてっていうところで、きちっとこれに沿うような形でまとめていけると、本当にわかりやすいかなと思っていますので、これはきちっと本校でも推進をしていくようにしたいと思っています。小学校は正直、中学校と比べると、いわゆる組織の対応っていうのができにくい状況にあると思っています。中学校は、各学年でそれぞれの学年に生徒指導の担当がおられ、それらをまとめる主事もいて、というところで、組織的な対応をされているんですけども、本校の場合でいくと、例えば、生徒指導主任は学級担任をしているというふうな状況です。昨年度までの生徒指導主任から今年度、実は生徒指導主任が変わったんですけども、それでもそれなりに大きな事案があったときには当然、生徒指導主任の方に話が行きますので、生徒指導主任中心にチームを作ってというところで聞き取りであるとか、そのあとの対応というのはさせてもらっています。

でも、一方で、学級担任ということがありますから、その学級をフリーの職員が、例えばそういう聞き取り等をしなければいけないときには、フリーがそのクラスを見て、生徒指導主任が当該学級の担任等と話を聞くなりっていうところは、させてもらってはいます。でも、その部分というのは、おそらく中学校と比べると弱い部分があるんだろうなというふうには思うんですけども、本校は本校のできる形で、しっかりさせてもらっています。それから、マニュアル等のことなんですけども、すみません、フローチャートのことなんですけども、

同じように、やっぱり、教員になっての経験というところで、経験の浅い職員が聞き取り云々っていうところになると、やっぱり弱さっていうのはあるかなと思いますので、こういうフローチャートがあっても、「すべてこれを」ってというのは、B委員も言われたように、難しい側面がありますので、やっぱり大事なところっていうのはきちっと確認をした上で、最低これはきちっと話を聞くなりっていうことはしていく必要があるんだろうなと思っています。その意味で、本校の場合は、今も言ったように、当該の担任にだけに任せるのは当然なく、生徒指導主任等が入ってというふうなことでさせてもらいますので、そこらはカバーができるかなってことは思っています。でも、こういったものがきちっとあるっていうところはしっかり校内のほうでも研修をして、今言ったように、フローチャートであるならば、こんだけあるんだけど、これを落とさずっていうふうなところなんか、しっかり共通理解をしてというところで、活用につなげていきたいなと思っております。

#### 【市長】

事務局の方にお伺いするんですが、いじめ対応マニュアルの改訂版が示され、そして今、フローチャートあるいは聞き取りシートがこの場で示されてるんですが、ここで御意見を伺うということを出されている中で、これは具体的には、学校現場の方にはいつ頃、どんな形で流されて、今の御意見も踏まえてですね、これを参考にそれぞれの学校でというような流し方をされるのか、そこらあたりお聞かせいただけますか。

#### 【事務局】

まず、昨年度第2回のときに、いじめ対応マニュアルに事例集をつけたらどうかというお話がある中で、SNSによるいじめの事案等が増加しているので、それを付け加えてはどうかというような話があったので、今回それをつけさせていただいてるということで、皆さんの資料の方に改訂版のうちの目次でいう、一番最後の「いじめ対応の留意点（事例より）」というところの提示を追加をさせていただいているというのがまず一つです。それから、実は、説明不足で申し訳ございませんが、皆様のお手元にあるフローチャートですが、いじめとの通報から聞き取り、事実確認とその後の対応までのフローチャートというのは、今回初めてちょっと公的な場に出させてもらって、これについて御意見いただけたらというふうなことをちょっと思って、出させていただいておりますけれども、校長先生お二人からおっしゃっていただけてる通り、これをきちっとやれば、ほとんどの事案は対応できるかなという、いわゆる最悪想定で作られたものなので、途中、大丈夫かなというようにところを削ってでも対応できる事案も当然あると思いますし、チェックができるように、ここはやったというふうに四角を入れさせていただいたりとか、そういうようなことも工夫しながら作成させていただいております。実はこれ、内外教育で2回に1回連載されている小野田先生のものを活用させてもらって作らせていただいて、内外教育の方は一応OKいただけてるんですけど、今、先生の方にちょっと活用させていただいてよろしいかということで今、お伺

いを立てている状況なので、それは基本的に大丈夫と言われており、まずどんどん活用して欲しいというふうに言っていたらいいんですけど、正式な文書をいただいた後で、生徒指導主事主任会の第4回、第5回のどちらかの場できちっと丁寧に個々の説明の場を持たせていただいて、そのときにきちんと話をし、それで学校の方でどういうふうな形でしていただくということを説明する場を設ける予定でおります。少しでも早めにとは思っていますが、10月か11月かぐらいの予定です。聞き取りシートにつきましては、特に今もう校長先生おっしゃってるんですけど、中学校は比較的もう形ができ上がっているの、参考に示しますけど、小学校は軽微な事案は多いので、大きな事案が起こったときに、初期対応をミスったりされることがあって、そのときに、大変なことに繋がることがあるので、できる限り、こういうものを活用しておいてもらったら、後々大変じゃなくなるんじゃないかなというようなこともあって、聞き取りシートについて、活用できますよということと、シート自体は、生徒指導主任がそのまま、いじめ認知報告書にできるように、ちょっと様式を今、工夫してる最中ですので、できるだけちょっと負担を下げたいと小学校の方には思っていますので、そういった形のものをしていこうかなと思っております。

【市長】

確認ですけど、示す場はね。

【事務局】

市の小学校、中学校の生徒指導の小学校の主任、それから中学校の主事ですね。各学校の生徒指導担当者が集まる会議を年6回やっているんですけど。

【市長】

集まる会議があるんですね。小学校と中学校と合同ですね。

【事務局】

はい。いつもそこで、最終的には小学校区、中学校区で集まっていたらいい情報交換をしていただけてるんですけど、その場で、きちんと説明をさせていただくというふうに思っています。

【市長】

ただ、校長会にもね。それより先に出して意見を求めて、必要な修正があればね、みんなの意見を聞いて修正して、次にステップという方がいいんじゃないですか。

【事務局】

その通りです。まず校長会でお示しさせていただく予定でおります。



【市長】

安心しました。そのように進めてください。それでは、ちょっと戻りますが、今のマニュアルとかフローチャート、聞き取りシートについて、教育研究所としてH委員さんの方で、いろんなこれまでの御経験から、活用についても、あるいは内容についてもお話していただきたいと思います。

【H委員】

今やるとか、たくさん形で作っていただいているなというふうに思います。経験からというとなんかあれなんですけれども、教育研究所のやまびこ教育相談室の方、直接いじめでっていう相談はすごく少ないです。いじめが高じて、学校に行けなくなったって不登校相談で扱っている部分が多くなっています。なのでこういったところあげているんですけども、いじめの話がないわけではないんですが、うちに来られる方の場合っていうのは、やっぱり子どもたちっていうのが、やっぱりちょっととらえ方の特性があったり、それから敏感さがあって、どうしてもなかなか相談しにくかったり、保護者さんも含めてなんですけれども、ちょっと言ったときに、それくらいって言われてしまいがちな方が多いんです。どこに相談していいかわからないので、とりあえずちょっと第三者機関に行ってください。そういうことを考えたりすると、やはりマニュアルはあるんですけども、聞きとられる状況のときに、やはりその発信がすごく苦手であったりとか、またはちょっととらえ方に特性があったりとか、その辺をちょっと間違えられると、すごく重大な事案になったりしていつてこともあるのかなっていうふうに思うので、その辺りもまたちょっと頭に置いていただけたらいいのかなって感じています。

【市長】

はい、ありがとうございます。それでは次にですね、I委員さん、臨床心理士として、いろんな関わりがあると思いますけれども、御助言をいただきたいなと思います。

【I委員】

臨床心理士会は、滋賀県にスクールカウンセラーを全県で配置しているところです。私自身もスクールカウンセラーをしているんですけども、ちょっと私の経験なんですけども、小学校に中学校配置で小学校に年6時間行くんです。で、今年の春、6時間の配置時間の中で、小学校に行って、その小学校は全クラスの子どもたちが、学年1クラスで、職員もみんな顔を見ていてわかっている、小さい小さい規模の学校なんですけども、4月にこんな取組をしていますというのは、本当にきめ細やかな。一人一人の子どもたちをよくした取組をしてたんですけども、どうもこの春、重大事案が出てきそうな感じです。当然、子どもたちの力関係ってのはよくわかってるんだけど、やっぱりそこまで教師が知らないところで、そこまでもういじめの一線を越えるような関係があったっていうのは、知らなかったっていうところなんです。

何を言いたいかって言うと、やっぱり第三者性ってすごく大事だなって、子どもたちのその関係ってのはもう、そのコミュニティでは十分わかってて、その上でいろんな学校の取組とか、立場の弱い子を支える取組をしてるんだけど、それでも見逃すのがいじめやなど。それを未然に今、防ぐ知恵として、法律の方とか、いろんな会議の中で、大事にされてるのは第三者性というか、やっぱりいじめの取組って、学校に周知するわけにもなかなかいかなくて、学校の中でも、限られた一部の職員が本当にプライバシーに配慮しながらやっているとというのが現状ではあるのだろうなっていうことを思います。このフローチャートの中に第三者性っていうのは、2ページ目のヒアリングの助っ人として、第三者性（養護教諭等）っていうふうに書いてありますが、本当に日頃の関係、子どもたちの力関係を第三者が見るっていうシステムっていうのは、つくづく大事だなっていうことを思いました。以上です。

#### 【市長】

はい、ありがとうございます。スクールカウンセラーでも大変お世話になっておりまして、ありがとうございます。この第三者性で御指摘があったんですが、これはやっぱりここをスクールカウンセラーも入れておかなきゃな。そういう関わりを持っていただくということでそうなるんじゃないかな。ちょっとそこはまた検討してください。それと今ちょっと御指摘があった事例をちょっと言っていたいただいたのは、これ草津市でございますか。違いますか。そうですか。はい。安心しました。そういうことを、やはりそれぞれの学校現場でしっかりと対応ができるようお願いをしたいと思います。

それでは次に、J委員さん、人権センターの立場から、この4月に子ども基本法が施行もされてますので、そういったことを含めて、いじめ問題の取組についてお話をいただきたいと思います。

#### 【J委員】

人権センターでは、人権に関わることすべてということで、幅広い事業啓発とか教育をしているところなんですけれども、先ほどもありましたように、相談業務もやっております。相談の中でもやはり、子どもさん直接が相談するっていう機会はないんですけれども、保護者の方がやはり学校に直接子どもさんのいじめについて話すというのが、ハードルが結構高いというところもありまして、こんなことを言っているのかなというようなところで、人権センターにも教職員の方が配置されていますので、前段階で相談ということで、あることはあります。それも年に1、2件ぐらいで、数は少なく、小中学校の方のシステムの方がきちんこう、なされてるということで、人権センターに直接っていうことは、なかなかないんですけれども、やはり保護者さんの思いとして、こんなこと学校に言っているのかなとか、いじめの背景にあるのが、教職員の方が見過ごしてるっていう部分とかもあったりとか、そこを先生に直接言ってしまうという部分でハードルが高いのかなというところもありまして、なかなかこう、言えない方もいらっしゃるということがありますので、このフローチ

チャートとか、いろんなシステムをされる中で、聞き取るというところで、この相手さんの気持ちに立って、実際はどうかわからないけれどもということで心配があるということで、相手の気持ちを酌み取ってお話を聞いていただければなというふうに思っています。子ども基本法ができたということで、子どもさんの立場に立ってっていうところも大切なんですけども、保護者さんも子どもさんについて、すごく心配をされている。それを酌み取っていただいての対応をしていただけたらなというふうに思っております。

【市長】

子ども基本法の中では、このいじめについて、ここなんかどういう形で位置付けられてるんですかね。

【J委員】

いじめというか、子どもの立場に立って、子どもの考えを巻き込むとか、もちろん虐待とかそういったところは駄目だということあるんですけども、まずは、子どもに今までその子どもっていうのは、保護されるというか、守ってあげないといけないって存在のようにならなくてたんですけども、やはり子どもの意見というの、きちっと聞いていくっていう部分がございますので、このいろんなフローチャートとか、いろいろな仕組み作っていただいたのも、子どもの意見をちゃんと聞くっていうようなことを取り入れられてるのかなというふうに思っております。そこはその法律をきちっと形として作られているのかなというふうに思っております。子ども基本法も元はこの児童の権利に関する条約を受けての国の対応ということですので、やっぱり子どもとか、児童の権利がどう、こう生かしていくのかとか、守っていくのかとか、そういうようなことの中で、いじめが関わってきているのでかなというように認識はしています。

【市長】

それでは、K委員、いろんな今までの状況やいじめの状況とか、あるいは、いじめの対応とかいうことで、情報なり、あるいは意見が出てるんですが、全体を通じて、今の子どもの主体性をさらに向上させないかんとかですね、そういったことも含めて、御意見を御助言をお願いいたします。

【K委員】

よろしく申し上げます。皆様、私、この会にも長年参加させていただいてるんですけども、草津市さんではですね、このようなマニュアルとかフローチャートも用意してもらって、非常に組織的に市を挙げて対応されてると思いますし、各先生方もかなり熱心に取り組まれているんじゃないかなと拝見しております。その上で、なんですけれども、その子どもの主体性をもっと伸ばすっていうところも、多分この先ほどの説明にもあったとは思わんで

すけども、主体性っていうのは子どもの中にあるものではなくて、やはり例えば、OECDなんかが言っている主体、子どもの主体性っていうのは、もっと子どものころからのことですけれども、やっぱり周囲にそれを引き出すような環境なり、大人からの関わりなりというものがあって、そこで発揮されるものっていうのが、結果的に子どもが何かをやっているように見えているっていうこと背景に、いろんなその人の主体性を引き出すような設えがあって、成り立つようなものだというふうに理解されていると思いますので、多分説明にも、同じようなことだと思うんですけども、学校の先生方におかれましてはですね、やっぱりまずは、被害に遭ってる子たちが、先生に言ったら守ってもらえるんやっていうかですね、結果的にそのいじめと認定されない、どうだっていうことがあったとしても、やっぱりその自分はこの学校で守られてるんやと、何とかしてくれるんやというようなことを、思えるような、取組っていうのを今後も進めてくださったら、いいなと思っております。以上です。

【市長】

ありがとうございます。ここまでの展開の中で事務局から何か付け加えて説明をしたり、あるいは意見として披露しておきたいなということがあれば、どうぞお話しください。ございませんか。

【事務局】

ございません。

【市長】

はい。それでは最後に、C委員、今までのいろんな意見交換とか、あるいは事務局の説明とか、これまでの本市の取組も踏まえた中で、今後の展開、どういったことをしていけばいいのかとか、課題とか、そういったことについて御助言、御提言をお願いいたします。

【C委員】

よろしく申し上げます。K委員が言っていたこと絡みなんですけども、やっぱりこの何年間かは、草津市は本気でとにかくいじめをなくそうとか、いじめに対して本気で取り組もうということが、教育委員会から学校含めて、メッセージがかなりしっかり出てるから、それはもうもちろん、マニュアルづくりだったり、こういうフローチャートの取組とも繋がってますし、子どもサミットの取組とか、もういろんなことをやられてきてることが多分、子どもたちに、本当にいじめをなくさなアカんって、それに本気で取り組むでっていう、守るでっていう、みんなのためにいじめなくすこと大事やでっていうことメッセージがだいぶ、しっかり下りてるんちゃうかなっていうのが、そこがやっぱり一番、結論から言うたら、もうそこが一番大きいかんっていうふうには思いますんで、それがやっぱりいじめの認知件数の増加のところかというと、子どもが自分で言ってきてあるのが、相当数増えてる

ってというのは、これはむしろちゃくちゃ意味があると思うんですよ。もうほとんどのところは、なかなか子どもが声を上げてこないというところが大きかったんですが、ここもすごい増えているなんてのは、これめちゃくちゃ値打ちあるというふうに思います。先生の発見からの発見率が高まってはるっていうのも、これも非常に大きくて、結局一人一人の子どもも、もうちょっと丁寧に見ていると、これはもういじめ対応だけに限らず、不登校の防止とか、そんなところにも全部繋がっていきますけど、子ども一人一人をやっぱり、しっかり、今、発達面の課題であるとか、それから今の心理面の課題であるとか、子どもたちがどんな状態でのいるのかなとか、この子の特徴どうかなみたいなことをやっぱり、しっかり理解した取組で、これはスクールソーシャルワークの視点からのアセスメントやプランニングが基本的にみんな必要とか、スクリーニングっていう、言葉で何か症状ある子、気になることがある子については、早くなんでやろうっていう、見立てをしてやって、それに基づいて支援していく、指導していくっていうようなことが、割と意識的に取り組まれてきてるのかなって、もうそれをができてると、子どもたちの些細な人間関係トラブルみたいに見えるものとか、今まで仲が良かった子との中で起こってることの人間関係のちょっと、しんどいことあったかなぐらいなこと思っている、実はこれ結構大きい事柄やとか、今はもう、1回キャッチして、いじめとしてとらえて対応せなあかんっていうルールになってるんですけども、アセスメント、子ども理解がしっかり進んでくると、安気になったり、担任の先生が自分の判断で、自分の感性だけで動くのではなくて、ちょっと気になったら、もうチーム対応できる形はA委員のところは多分、小学校は組織としてのチーム体制づくりというのは、どこも簡単ではなく、浮いてる先生がいて、という課題がもうこれ、永遠の課題みたいな話だと思うんですけど、フォルダっていうか、気になることがあったら書き込みをして、それを必ずそれを1回見ますとか、週の終わりには、何か抜けてるもの、チーム対応につなげなあかんやつで抜けてるものがないのかとかみたいなことをチェックする体制を作っておられるとかっていうことの話。B委員のところは、もうチーム体制がかなりしっかりできていて、そのあたりの今言ってるアセスメントの感覚も持った先生方も増えてこられて、多分生徒指導担当の先生とか、中心になっている先生がその感覚をとらえて、チーム対応にも、システムとしてのチーム対応があるから、漏れにくくなってるかなっていう状態なので、そこはやっぱりかなり大きく、草津市のそういう意味で、取組の進まれてるところというか、いじめ対応だけじゃなくて、非常に外にもアピールしていただいてもいいかなっていうふうなんで、もちろんもうたくさんあって、先生もよくたくさんいらっしゃるので、これがどれぐらい、すべての学校に徹底していけて、多分どこも、良い取組ができてるところはキーパーソンの先生がしっかりしてはるっていうのは特徴としてあると思うんですけども、それが当然のことながら変わっていくので、これがずっと継続的な取組でいけるのかっていう、また、ちゃんと継続性を持って取り組んでいけるかどうか、全体的に徹底できるかみたいなところが今後のポイントになっていくのかなというふうに思います。その意味でフローチャートとか、マニュアルとかを使いながら、研修を丁寧にやっていただくということで、生徒

指導の先生の研修とかいわゆるコーディネーターの研修とともに、私の実感で言うのですよ、他の大阪のいろんな市町村を見ていると、やっぱり各学校、高校になったらもっとそうですけど、各学校での研修を、もう毎年簡単なものでもいいから、もう伝えるメッセージが同じでもいいので、年度初めに、研修をやるって、外から誰か講師を呼んできてっていうたら、それ自体が難しいと思うんですけども、SCとか、SSWとかの専門職もかなり活用できるようになられててもね、かつ、学校の中でお一人はそれ、そのやり方について、ちゃんとそれなりにしっかりわかっておられるみたいな方がいるようになると、各学校で自分たちでただ伝えるメッセージは、こういうフローチャートとかマニュアルを使いながら、ここを伝えるというのも、もう少しコンパクトにまとめて、毎年研修を繰り返すっていうのは非常に値打ちがあるかなと。そんな時間が多分、学校事故防止とか何か毎年決まって熱中症の防止とか、あんな研修は多分もう、毎年わかってることやけど、しとかなあかんみたいなことで位置付けられているのがあるかなと思いますので、同じようにいじめ対応についても、毎年、年度初めにどの学校も同じメッセージで伝えと、もちろんフローチャートの細かく一個一個みたいな話でなくてもいいんですけども、ポイントを押さえながら、伝えるっていうことができるって変わるとかなっていうふうに思いました。結構すごいできるところと、もう学校によったら全然あかんってところと、草津市という意味ではないんですけども、どこもほとんどそうなので、やっぱりできてないところで重大事態が起こってきて、全くできてへんって話みたいなことが起こってくるので、やっぱり繰り返し人が変わると、またキーパーソンが変わると、できてることが一気に崩れるみたいなことが、できなくなるので、そこをずっと継続性をもっていたらいいかなっていうふうに思いました。初期対応のポイントのところについては、やっぱり聞き取りシートの話がありましたけど、最初に被害、加害からの聞き取り、聞かんといってくれっていうのもありますが、そういう子に対する対応も含めて、やっぱりマニュアル化すると、しっかり最初の聞き取りをしてやって、それから、保護者に説明、保護者への説明も初期対応のときのポイントです。重大事態はもうほとんど全部と言っていいと思いますが、初期対応もう、確実に失敗してあるっていうのが、もう今のいじめ重大事態で、大きな問題となっているものの特徴なので、それが最初の聞き取りができてません。そして、その保護者にも、そのことの学校が今こういうことで、こういう点を心配して、こう対応するっていうことの保護者の不安を下げるための最初の説明がちゃんとできてへんっていうのが特徴なんですよね。その間にもう一個だけ、それを受けての被害の子どもの不安感とか、保護者の不安感についての見立てができてないという、だから共感的な話ができなくて、これ大したことないです、こうですって言って、多分大したことないんですけども、みたいなメッセージが入ってしまうので、学校わかってくれへんっていうことによって、不信感がバーッと強まるみたいなことが起こるので、そこにはもちろん先ほどのH委員の話もありましたように、発達障害的な特徴を持つてる方もいますし、問題行動も激しい、いつも普段は問題行動が出てる子がいじめの被害になるみたいなケースもあるんですけど、そのときに、大したことない、このケース大したことないわ、

みたいな感覚で学校がアプローチをしてると、もうそれで不信感が高まるので、やっぱり子どもの特性も踏まえた上で子どもの不安感とかしんどさがどれぐらいのものなのか、保護者もそれに受けて、どんな不安感が持ち上がるかということを知って、そこをわかってますよっていうと、理解した上でしっかり対応するっていうことを早い段階で説明をしといてあげたらいいんだけど、この3点が初期対応のポイントなので、聞き取りをしっかりと、早い段階でしっかり見立てをしてやって、特に被害側のしんどさの見立てとか不安感の見立てをしてあげて、それも踏まえて保護者に説明を早くして、今まだ、事実も確定できへんとか、指導、支援をどんなことするかって決まっていなくてもいいんだけど、ここをちゃんとわかって対応するっていうことを説明してあげるのが初期対応のポイントになるので、ちょっとだけ初期対応のマニュアルのところに、その視点を入れといてもらったらいいかなというのと、最後にもう時間来てるので、終わりますが、フローチャートのところで、これいいと思うんですが、やっぱり聞き取りをしてもらった上で、いじめ対策委員会の中で、この子たちのどんな指導や支援をするのかっていう前提としてのアセスメントの段階っていうのをちゃんと今のこともそうですけども、被害の子どもの被害間の見立て、加害の見立て、加害の子どもの子どもたちの人間関係の課題も含めた、加害の子どものどんな課題があって、そこからどんな指導が必要なのかということを見立てていく作業が必要なので、このアセスメントプロセスをしっかりと、ちょっと表現を入れといてもらうことが大事になって、この見立てができてないと、表面的に指導や支援したり、もう謝らせるみたいな話だけで終わってしまうのが、また失敗に繋がってしまうので、聞き取りをしても、事実関係を確認してもらって、その聞き取りの中身から、子どもたちの被害の状況とか、加害の子どもたちの課題とか、人間関係の課題とかみたいなことを見立てをしてもらうと、アセスメントプロセスをぜひ入れといてもらって、そこから指導、支援のプランを立ててもらって、一応、事実確認、アセスメント、そして指導、支援プランで保護者への説明みたいな、段階を短く、表現してもらって入れといてもらったほうがいいかなという、草津市の特徴が出るのかなというふうに思いました。すごく学校の本気度とか、教育委員会の本気度が子どもたちに伝わり始めてるのちゃうかなってサミットの取組も含めて、もうそれが一番なので、はい。

【市長】

はい、ありがとうございます。さらに一層努力をしていかなきゃなんなと思います。教育長から感想あるいは決意をよろしくお願いします。

【教育長】

いろいろと色々な情報が御意見いただき、ありがとうございます。今日のこの会議をいたしますのに、この認知件数がこれだけ高くなったと、この内訳をもう少し詳しく分析してみないかということで、分析をしてみましたら、やはり子どもたち本人からの申告といますか。それとやはり先生方が認知されているケースが非常に多くなったなというところ

に、改めてグラフ化させていただきまして、私も気づいたところでございます。そういう意味では、現場の先生方の御指導の賜物というのか、また研修等も含めた中でですね、いろいろ認識を高めていただいているんだなど。そのことが子どもたちにもしっかり伝わっていく中で、このような結果が出てきたんじゃないかなど。この件数が増えていることがどうではなくて、やはりこういう形でいじめ認知が少し変わってきた。今までは保護者の方からの認知というか、それが多かったんですけども、ちょっと形が変わってきました。そういう意味からも非常にここを大切にしていきたいながらですね、次は、やはり認知件数が増加しているということは良いことですけれども、自ずとこれ初期対応も非常に増えてくることにもなって参りますので、今まで以上に、委員も申しあげました初期対応での誤りがないようにというふうなことで、今回、事務局の方でも初期対応力を上げるためのシートなり、こういったこれからどういうふうなことがあるのかなというフローチャートを示しながらですね、より一層の初期対応力の向上に努めていきたいなというふうな思いで、本日の会議にも御提案をさせていただいた次第でございます。内容についてはそれぞれいろんな細やかな点で御意見をいただきましたので、これも少しまた、校長会の方の御意見もお聞きしながら、現場の声を聞きながら、よりよい使いやすいものにしていきたいなど。作ることが目的ではありませんので、しっかり、しっかりと使えるフローチャート、使えるシートというところを大事にしていきたいなと思っております。

もう一点、今回議題にさせていただいたのは、未然防止というふうなことで、昨年子どもサミットを開催をしていますけれども、いじめのサミットじゃなくて、子どもたちがどういうふうにも、もちろんいじめも含めてですけれども、不登校なり、日頃の学校生活を送る上で、子どもたちが学校行きたいなど、そういうふうな学校づくりを、やはりこれは子どもと自治体として、どう作ってもらうのかと、こういった学校にしていく必要があるんじゃないかなど。そのためには子どもサミットですけど、実は生徒指導の先生方も、生徒指導の先生として子どもたちのこの主体性をですね、どのようにして発揮していくのかと、委員がおっしゃったように、どういうふうな設えを学校として、つけていくのかというふうな部分についてもですね、生徒指導の先生方に話をさせていただいて、やはり子どもたちの主体性を出していくために、先生方がどういうふうな心構えというのか、答えを導くのではなくて、いろんなリスクを提示しながらですね、より一層子どもたちに考えてもらう、子どもたちもある一部のことだけじゃなくて、全体合意をどうして取っていくのかというふうなところとかですね。やはりやっただけでなく、やった後、どのように改善していくんだというふうな非常に積極的な意見が子どもたちからも出てきましたので、未然防止としては、やはりその子どもたちが行きたいなど、行ってみたいなどという学校。子どもたち一人一人が、いろんな形で力を発揮できるような、そういう教育現場をですね、ぜひつくっていただきたいというふうなことで今回御提案をさせていただいたところでございます。

いじめというのは、非常に子どもたちの命や将来に大変大きな影響を与える問題でもございますので、これからもしっかりと取組をさせていただく中で、やはり関係機関の皆さん



方とのですね、連携を強化していくというのは、非常に重要だと思われまますので、またこう  
いった場も含めまして、また現場での連携も含めまして、今後とも皆様方のお力をお借りし  
てですね、草津市の子どもたちが学校行って、あんなことやってみたいなど、こういうふう  
な、また大きな夢や将来を語れるような、そういう子どもたちをたくさん増やしていけるよ  
うなことに繋がればなと思っておりますので、今後とも皆様方の御協力をどうぞよろしく  
お願いしたいと思います。ということで、はい。最後の挨拶を兼ねてお話しさせていただきました  
ました。本日はありがとうございます。

#### 【市長】

私の方もですね、皆様からいただいた御意見を受けまして、関係機関にも御協力をいた  
きながら、さらなる連携を深め、今後の学校や市の取組を強化して参りたいとも考えており  
ます。これからも本協議会において、皆様とともに議論を深めていくことで、いじめ問題の  
未然防止や早期発見、早期対応、早期解決につなげて、子どもの健全な育成を進めて参りた  
いと考えておりますので、今後ともよろしくお願いを申し上げます。

#### 【事務局】

市長、議事進行の方、ありがとうございました。また、教育長、御挨拶いただきまして、  
ありがとうございました。短い時間でありましたが、ちょっとオーバーしてしまい申し訳ご  
ざいませぬ。誠にありがとうございました。教育長も申しました通り、心の問題であり、命  
の問題でもある。子どもの健やかな成長に対して、やっぱりいじめということは大変大きな  
影響を与えるものでもありますので、その健やかな成長と充実した学校生活を支えるため  
に、本市におけるいじめ防止の対応、対策がより一層進むように、今日の御意見を貴重な御  
意見として承りましたので、今後とも推進していくために、努力して参りたいと思ってい  
ますし、委員の皆様におかれましては、今後とも御支援、御協力の方、お願いしたいと思っ  
ております。よろしくお願ひします。それではこれもちまして、令和5年度第1回草津市  
いじめ問題対策連絡協議会を終了させていただきます。本日は皆様御出席いただきまして  
誠にありがとうございました。お気をつけてお帰りください。以上でございます。